

# 京都府立園部高等学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、京都府立園部高等学校PTAと称し、事務局を京都府立園部高等学校（京都府立園部高等学校附属中学校を含む。以下「本校」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭及び地域社会の教育環境を改善し、会員相互の教養を高め、もって、教育の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育の向上と福祉の増進を図るための各種の文化的活動
- (2) 教育環境を改善するための事業
- (3) 教育についての正しい理解を深めるため、会員相互の教養を高め、併せて親睦を図るための事業
- (4) その他、本会の目的を達成するための適切な事業

(性格)

第4条 本会は、教育振興を主旨とする団体であって、他のいかなる団体の支配及び政治、宗教又は営利的な目的にも利用されてはならない。

(会員)

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員をもって構成する。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第2章 役員及び機関

(役員の種類及び定数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査委員 2名

2 書記、会計及び会計監査委員は、それぞれ1名は保護者とし、1名は教職員とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の任務を代行する。
- 3 書記は、議事録を調整し、会の庶務を行う。
- 4 会計は、会計の事務を行う。
- 5 会計監査委員は、会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出の方法は別に定める。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 企画委員会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は本会の最高議決機関であって、年2回会長が招集する。ただし、本部役員が必要と認めたとき、又は会員の20分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開かなければならない。

- 2 総会は事業計画、予算、規約の制定、変更、廃止及びその他の重要事項の議決並びに事業報告及び決算の承認を行う。
- 3 総会は全会員の5分の1の出席によって成立する。ただし、委任状は出席とみなす。議決は出席者の過半数で、これを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。議長はその都度総会に諮って選出する。
- 4 総会の招集は、開催日の1週間前までに議案を示して全会員に通知しなければならない。第1項の規定による臨時総会の場合は、5日前までに通知しなければならない。

(本部役員会)

第12条 本部役員会は、会長、副会長、書記及び会計並びに校長及び副校長、事務長で構成する。

- 2 本部役員会は、総会及び企画委員会に提案する議案を審議する。
- 3 本部役員会は会長が招集し開催する。

(企画委員会)

第13条 企画委員会は、本部役員、学年委員会及び専門委員会の委員長及び副委員長、並びに校長及び副校長で構成する。

- 2 企画委員会は、本会の運営及び目的達成のため総会の議決に従い、これを積極的に実践する執行機関であって、その職務を執行するに必要な事項を協議する。
- 3 企画委員会は会長が招集し開催する。

(学年委員会)

第14条 学年委員会は、学年委員（各クラスから2名選出）及び当該学年の担当教員をもって構成する。

- 2 学年委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長の選出は、互選による。
- 3 学年委員会は本部役員会と連携し、主として当該学年に関することを協議する。
- 4 学年委員会は委員長が招集し開催する。

(専門委員会)

第15条 本会の事業を円滑に行うため、次の専門委員会を置き、学年委員及び当該専門委員会の担当教員をもって構成する。

- (1) 会報編集委員会
  - (2) 生活安全委員会
  - (3) 研修委員会
- 2 前項の規定にかかわらず、本部役員会が必要と認めた場合においては、別に専門委員会を置くことができる。
  - 3 各専門委員会の人数は、別に定める。
  - 4 各専門委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長の選出は、互選による。
  - 5 専門委員会は委員長が招集し開催する。

### 第3章 会計及び会計監査

(会計)

第16条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第17条 本会の会費は、運営費及び生徒の活動援助費とし、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 運営費 1世帯につき年間2,700円
  - (2) 生徒の活動援助費 生徒1人につき年間9,000円(附属中学校にあつては生徒1人につき年間1,000円とし、教職員にあつては請求しない。)
- 2 会費の請求は2回に分け、4月及び9月に行う。
  - 3 会員から申し出があつたときは、企画委員会の審議を経て会費を免除することができる。

(会計監査)

第18条 会計の監査は、毎年1回以上これを行わなければならない。ただし、会員の20分の1以上の請求があつた時は、臨時に監査を行い、結果を発表しなければならない。

## 付 則

この規約は昭和 62 年 5 月 23 日改正、実施する。

この規約は昭和 63 年 5 月 14 日改正、実施する。

この規約は平成元年 5 月 18 日改正、実施する。

この規約は平成 3 年 3 月 16 日改正、実施する。

この規約は平成 7 年 3 月 18 日改正、実施する。

この規約は平成 8 年 6 月 1 日改正、実施する。

この規約は平成 11 年 3 月 6 日改正、実施する。

この規約は平成 18 年 5 月 29 日改正、実施する。

この規約は平成 27 年 3 月 14 日改正、実施する。

この規約は平成 28 年 3 月 12 日改正、実施する。

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は令和 2 年 3 月 14 日改正、実施する。

この規約は令和 2 年 7 月 3 日改正、実施する。

